

自己点検事項

◇ 精神療養病棟入院料(A312)

(1)主として長期の入院を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位としている。

※ 当該病棟の病床数は、1看護単位あたり60床以下である。 (適 ・ 否)

(2)医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数以上の入院患者を入院させていない。

(適 ・ 否)

(3) 当該病棟に 医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数を配置している。

(適 ・ 否)

※ 当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合は除く。

(4)医療法施行規則第19条第2項第2号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数を配置している。

(適 ・ 否)

(5)当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上配置され、当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師が配置されている。

(適 ・ 否)

(6)当該病棟における専任の精神科医師は他の病棟に配置される医師と兼任はできない。また、当該医師の外来業務及び他病棟の入院患者の診療業務への従事は週2日以内としている。

(適 ・ 否)

(7)当該病棟に常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員が配置されている。

(適 ・ 否)

※ 作業療法の経験を有する看護職員とは、専門機関等が主催する作業療法又は生活技能訓練に関する所定の研修を修了したものである。

点検に必要な書類等

・当該病棟に精神科医師である常勤の専任医師が配置されていることが確認できる書類
・常勤の精神保健指定医の指定医証

点検に必要な書類等

・当該病棟に専任の常勤精神科医が外来勤務、他病棟の入院患者の診療業務に従事した日を確認できる書類（当番表等）

点検に必要な書類等

・当該病棟に常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員が配置されていることが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

(8) 看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、アの規定にかかわらず、看護職員1を含む2以上である。

ウ 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の5割以上が看護職員である。

エ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師である。

点検に必要な書類等

・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

(9) 当該保険医療機関に、精神保健福祉士又は公認心理師が常勤している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・精神保健福祉士又は公認心理師が常勤していることが確認できる書類

※ 平成31年4月1日から当分の間、次のいずれかの要件に該当する者は、公認心理師とみなす。

ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者

イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

(10) 当該病棟の入院患者の退院に向けた相談支援業務等を行う者(以下「退院支援相談員」という)を、平成26年4月1日以降に当該病棟に入院した患者1人につき1人以上、入院した日から起算して7日以内に指定し、当該保険医療機関内に配置している。 (適 ・ 否)

※ 退院支援相談員は、次のいずれかの者である。

ア 精神保健福祉士

イ 保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は社会福祉士として、精神障害者に関する業務に従事した経験を3年以上有する者

点検に必要な書類等

・退院支援相談員が担当している患者の一覧表

(11) 1人の退院支援相談員が同時に担当する患者の数は60以下である。また、退院支援相談員が担当する患者の一覧を作成している。 (適 ・ 否)

(12) 退院支援相談員の担当する当該病棟の入院患者について退院に向けた支援を推進するための委員会(「退院支援委員会」という)を設置している。 (適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名

(13) 当該病棟に係る病室の病床数は、1病室につき6床以下である。 (適 ・ 否)

(14) 当該病棟に係る病棟床面積は、患者1人につき内法による測定で18㎡以上である。 (適 ・ 否)

※ 病棟床面積の算定にあたっては、当該病棟内にある治療室、食堂、談話室、面会室、浴室、廊下、ナースステーション及び便所等の面積を算入して差し支えない。

(15) 当該病棟に係る病室床面積は患者1人につき内法による測定で5.8㎡以上である。 (適 ・ 否)

(16) 当該病棟に、当該病棟の入院患者同士が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話を設けている。 (適 ・ 否)

※ 談話室、食堂、面会室については、兼用で差し支えない。また、浴室は、シャワー室で差し支えない。

(17) 当該病棟に鉄格子がない。 (適 ・ 否)

※ 既存の病棟については、届出後1年間の経過措置が認められている。

(18) 当該保険医療機関に、専用の作業療法室又は生活機能回復訓練室を有している。 (適 ・ 否)

(19) 病棟における患者の金銭管理が適切に行われている。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・ 当該病棟（病室）の平面図（面積が分かるもの）

医療機関コード

保険医療機関名

【重症者加算1】

(1) 当該地域における精神科救急医療体制の確保に協力しており、次のいずれかの要件を満たす
保険医療機関である。 (適 ・ 否)

① 精神科救急医療体制整備事業の常時対応型精神科救急医療施設、身体合併症対応施設、
地域搬送受入対応施設又は身体合併症後方搬送対応施設である。 (適 ・ 否)

② 精神科救急医療体制整備事業の輪番対応型精神科救急医療施設又は協力施設であって、
ア又はイのいずれかに該当している。 (適 ・ 否)

ア 時間外、休日又は深夜における入院件数が年4件以上である。そのうち1件以上は、
精神科救急情報センター・精神医療相談口(精神科救急医療体制整備事業)、救急医療情報センター、
他の医療機関、都道府県(政令市の地域を含むものとする。以下、重症者加算1において同じ。)、
市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼である。

イ 時間外、休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上である。なお、精神科救急情報センタ
ー・精神医療相談口(精神科救急医療体制整備事業)、救急医療情報センター、他の医療機関、都道
府県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼の場合は、日中の対応であっても件数に含む。

③ 当該保険医療機関の精神保健指定医が、精神科救急医療体制の確保への協力を行っている。
具体的にはア又はイのいずれかに該当する。 (適 ・ 否)

ア 時間外、休日又は深夜における外来対応施設(自治体等の夜間・休日急患センター等や精神科救急
医療体制整備事業の常時対応型又は輪番型の外来対応施設等)での外来診療又は救急医療機関へ
の診療協力(外来、当直又は対診)を年6回以上行う。(いずれも精神科医療を必要とする患者の診療
を行う。)

イ 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)について、都道府県に積
極的に協力し、診察業務等を年1回以上行う。具体的には、都道府県に連絡先等を登録し、都道府県の
依頼による公務員としての業務等に参画し、(イ)から(ホ)のいずれかの診察あるいは業務を年1回以上
行う。

- (イ) 措置入院及び緊急措置入院時の診察
- (ロ) 医療保護入院及び応急入院のための移送時の診察
- (ハ) 精神医療審査会における業務
- (ニ) 精神科病院への立入検査での診察
- (ホ) その他都道府県の依頼による公務員としての業務

点検に必要な書類等

・ 時間外等における入院件数と、その入院の依頼元の根拠となる書類

点検に必要な書類等

・ 時間外等における外来対応件数を確認できる書類

点検に必要な書類等

・ 時間外等における外来対応施設での外来診療等の回数を確認できる書類

点検に必要な書類等

・ 精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務(措置診察等)
の都道府県への積極的な協力状況が確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

【退院調整加算】

(1) 当該保険医療機関において、入院患者の退院に係る支援に関する部門を設置している。
(適 ・ 否)

(2) 専従の精神保健福祉士及び専従する1人の従事者(看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士又は公認心理師のうちいずれか1名)が勤務し、退院支援計画の作成等の退院調整を行っている。
(適 ・ 否)

※ 当該精神保健福祉士は、精神科地域移行実施加算の地域移行推進室と兼務することができ、区分番号「A318」に掲げる地域移行機能強化病棟入院料等の施設基準において、退院支援部署に配置することとされている専従の従事者とみなすことができる。なお、退院支援部署と地域移行推進室は同一でもよい。☑

※ 平成31年4月1日から当分の間、次のいずれかの要件に該当する者は、公認心理師とみなす。

- ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者
- イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

【精神保健福祉士配置加算】

(1) 当該病棟に、専従の常勤精神保健福祉士が1名以上配置されている。
(適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に退院支援部署を設置し、専従の精神保健福祉士が1名以上配置されている。
なお、当該病棟に専従する精神保健福祉士と退院支援部署に専従する精神保健福祉士は兼任できないが、退院支援部署は、退院調整加算又は精神科地域移行実施加算の退院支援部署又は地域移行推進室と同一でもよい。
(適 ・ 否)

(3) 措置入院患者、鑑定入院患者及び医療観察法入院患者として当該保険医療機関に入院となった患者を除いた当該病棟の入院患者のうち7割5分以上が入院日から起算して1年以内に退院し、自宅等へ移行している。
(適 ・ 否)

※ 自宅等へ移行するとは、患家、介護老人保健施設、介護医療院又は障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム(以下「精神障害者施設」といふ。)へ移行することである。

※なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設、介護医療院又は精神障害者施設に入所した場合を除いたものをいう。

※ また、退院後に、医科点数表第1章第2部通則5の規定により入院期間が通算される再入院をした場合は、移行した者として計上しない。

点検に必要な書類等

・ 1年前から過去6月間の当該病棟の延べ患者数(措置入院患者等を除く)のうち、入院日から起算して1年以内に退院し自宅等へ移行した患者数の割合の算出の根拠となる書類

医療機関コード
保険医療機関名